

防人衛第10207号
27. 6. 25

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

衛生監
(公印省略)

防衛医学先端研究に関する有識者会議の構成及び運営について（通知）

防衛医学先端研究の実施に関する訓令（平成27年防衛省訓令第26号。以下「訓令」という。）第10条第5項の規定により、下記のとおり定めたので通知する。

記

第1 構成

- 1 訓令第10条第1項に規定する防衛医学先端研究に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の円滑な議事進行を行うため、有識者会議の委員（以下「委員」という。）の互選により座長を置く。
- 2 委員の委嘱期間は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 座長は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求めることができる。

第2 運営

有識者会議は、座長が招集する。

第3 庶務

有識者会議の庶務は、人事教育局衛生官において処理する。